

平成 29 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 相鉄ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 林 英一
(コード番号 9003 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 峯岸 恭博
(TEL. 045-319-2054)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 25 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 149 期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」という。)に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社普通株式の単元株式数を 100 株に変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式

- ② 併合の方法・割合 平成29年10月1日をもって、同年9月30日(実質上、同年9月29日)現在の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数5株につき1株の割合で併合いたします。

- ③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	490,727,495株
併合により減少する株式数	392,581,996株
併合後の発行済株式総数	98,145,499株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

- (3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	36,695名 (100.00%)	490,727,495株 (100.00%)
5株未満	423名 (1.15%)	580株 (0.00%)
5株以上	36,272名 (98.85%)	490,726,915株 (100.00%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有されている株主様423名(所有株式数の合計580株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、お取引されている証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

- (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。

- (5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の変更に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日(平成29年10月1日)をもって、株式併合の割合と同じ割合(5分の1)で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数(平成29年10月1日付)
1,200,000,000株	240,000,000株

- (6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

- (1) 変更の目的

上記「2. (1)株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第7条を変更するとともに、「1. (1)変更の理由」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第9条を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第7条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,200,000,000</u> 株とする。 (単元株式数) 第9条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第7条 当社の発行可能株式総数は、 <u>240,000,000</u> 株とする。 (単元株式数) 第9条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。なお、本定款の一部変更は、会社法の規定により、本定時株主総会の決議によらず行うものであります。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関する日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 25 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日(予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日(予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日(予定)

※ 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q2 株式併合とはどのようなことですか。

A 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q3 単元株式数の変更、株式併合の目的を教えてください。

A 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式につき、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合(5 株を 1 株に併合)を実施いたします。

Q4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式は株式併合前の 5 分の 1 となりますが、1 株当たりの純資産額は 5 倍となります。また、株価についても理論上は株式併合前の 5 倍となります。

Q5 受け取る配当金額はどうなりますか。

A 株主様のご所有の当社株式数は株式併合により 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合(5 株を 1 株に併合)を勘案して 1 株当たり配当金を決定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式(1 株に満たない株式)については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q6 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数(1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,033 株	2 個	406 株	4 個	0.6 株
例②	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
例③	997 株	0 個	199 株	1 個	0.4 株
例④	500 株	0 個	100 株	1 個	なし
例⑤	321 株	0 個	64 株	0 個	0.2 株
例⑥	4 株	0 個	0 株	0 個	0.8 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じた場合(上記の例①、③、⑤及び⑥のような場合)は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。この代金につきましては、平成 29 年 12 月頃にお支払いすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数が 5 株未満の場合(上記例⑥のような場合)は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q7 株式併合後も、単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A 株式併合後においても、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q8 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日	定時株主総会開催日
平成 29 年 9 月 26 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成 29 年 10 月下旬	株式割当通知の発送(予定)
平成 29 年 12 月上旬	端数株式処分代金のお支払い(予定)

Q9 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 特に必要なお手続きはございません。

Q10 株主優待制度はどうなりますか。

A 株主優待制度については、併合割合に応じて優待基準株式数を変更するとともに、100 株以上 200 株未満(株式併合後の株式数)の優待基準を新設いたします。当該基準については、平成 30 年 3 月末日の株主名簿に記録された株主様への発送分(同年 6 月初旬発送予定)より適用となります。詳細は本日別途開示しております「株主優待制度の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株主併合に関してご不明な点がございましたら、お取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には下記の株主名簿管理人(特別口座の口座管理機関)にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
電話 0120-782-031(フリーダイヤル)
受付時間 平日 9 時～17 時

以 上